

米子市公共事業評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う社会資本の整備（以下「公共事業」という。）の評価に関する基本的事項を定めることにより、公共事業の透明性の向上を図り、もって公共事業の効果的かつ効率的な推進に資することを目的とする。

(評価の種類)

第2条 評価の種類は、事前評価及び再評価とする。

(事前評価の実施)

第3条 事前評価は、新たに着手しようとする公共事業の妥当性を検証することにより実施する。

(事前評価の対象)

第4条 事前評価の対象となる公共事業は、前条に規定する公共事業（災害復旧その他緊急に行う必要があるもの及び公共施設の維持管理その他その現状の機能を確保するために行うものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その全体の事業費がおおむね5億円以上のもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が事前評価を実施する必要があると認めるもの

(事前評価を実施する時期)

第5条 事前評価は、原則として、当該公共事業の計画の概要を定めた後から当該公共事業の実施に係る予算に係る議案を議会に提出するまでの間に実施するものとする。

(再評価の実施)

第6条 再評価は、その着手後一定期間を経過した公共事業等について、社会経済情勢の変化等を踏まえた検証を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うことにより実施する。

(再評価の対象)

第7条 再評価の対象となる公共事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農林水産省、国土交通省又は経済産業省が所管する国庫補助事業の

うち、別表の区分の欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の事業の内容の欄に掲げる事業に該当するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が再評価を実施する必要があると認めるもの

(公共事業評価委員会の設置)

第8条 事前評価及び再評価の実施に当たり、米子市公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長から事前評価の対象となる公共事業に係る計画に関して意見を求められたときは、当該公共事業の妥当性について調査し、及び審議する。

3 委員会は、市長から再評価の対象となる公共事業に係る今後の対応方針案に関して意見を求められたときは、当該公共事業の進ちょく状況、当該公共事業が目的としていた社会経済情勢の変化等を勘案し、当該公共事業の継続、休止又は中止について調査し、及び審議する。

4 委員会は、前2項の規定による審議の結果を意見としてとりまとめ、市長に具申する。

5 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事前評価及び再評価の視点)

第9条 事前評価及び再評価は、公共事業の内容に応じ、その必要性、効率性その他の委員会が定める視点により行うものとする。

(委員会の意見の尊重)

第10条 市長は、第8条第4項の規定により委員会から具申があった意見については、できる限りこれを尊重するものとする。

(評価の結果の公表)

第11条 市長は、この要綱に基づき実施した評価の結果(第8条第4項の規定により具申があった意見その他の市長が公表することが適当であると認める資料を含む。)を公表する。

(規定外事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公共事業の評価の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月2日から施行する。

別表（第6条関係）

所管	区分	事業の内容
農林 水産 省	土地改良 事業等	1 事業採択後5年を経過している継続中の事業
		2 再評価の実施後更に5年を経過した事業
	海岸事業	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業
		2 事業採択後10年を経過している継続中の事業
3 再評価の実施後更に5年を経過した事業		
森林整備 事業	1 事業採択後5年を経過している継続中の事業	
	2 再評価の実施後更に5年を経過した事業	
水産関係 公共事業	1 水産基盤整備事業 (1) 事業採択後5年を経過している継続中の事業 (2) 再評価の実施後更に5年を経過した事業	
	2 漁港海岸事業 (1) 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 (2) 事業採択後10年を経過している継続中の事業 業 (3) 再評価の実施後更に5年を経過した事業	
国土 交通 省	管理に係 る事業等 を除くす べての事 業	1 事業採択前の計画段階で5年を経過している事業 業 2 事業採択後5年を経過した後においても未着工 の事業 3 事業採択後5年を経過している継続中の事業で、 進ちよく状況、社会情勢等から再評価が必要であ ると判断されるもの 4 事業採択後10年を経過している継続中の事業 5 再評価の実施後更に5年（下水道事業にあって は、10年）経過した後においても未着工のもの 又は継続中の事業

経済 産業 省	工業用水 道事業で 管理に係 るものを 除く事業	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 2 事業評価を実施後5年以上連続して国庫補助金 の交付を受けて実施している事業 3 事業計画の大幅な変更や事業継続に対する疑念 が生じた事業 4 事業採択後10年を経過しても、事業効果が発現 されない事業
---------------	--------------------------------------	---